

寄附金税額控除(ふるさと寄附金)特例控除額の算定方法の見直し

所得税の基礎控除額引き上げに伴い、令和8年度からの市民税・県民税における寄附金税額控除のうち、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)に適用される特例控除額の算定方法を見直します。

●計算方法

(改正前)

市民税 特例控除額： $(\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \times (\text{課税総所得金額} - \text{所得税との人的控除額の差})$ により算出した額に応じた割合 $\times 3/5$

県民税 特例控除額： $(\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \times (\text{課税総所得金額} - \text{所得税との人的控除額の差})$ により算出した額に応じた割合 $\times 2/5$

(改正後)

市民税 特例控除額： $(\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \times \{ \text{課税総所得金額} - \text{所得税との人的控除の差} - (\text{所得税の基礎控除額} - 48 \text{万円}(\text{注})) \}$ により算出した額に応じた割合 $\times 3/5$

県民税 特例控除額： $(\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \times \{ \text{課税総所得金額} - \text{所得税との人的控除の差} - (\text{所得税の基礎控除額} - 48 \text{万円}(\text{注})) \}$ により算出した額に応じた割合 $\times 2/5$

(注)0円未満の場合は0円となります。